

# 相互接続の推進

## 相互接続の推進（ネットワークのオープン化）

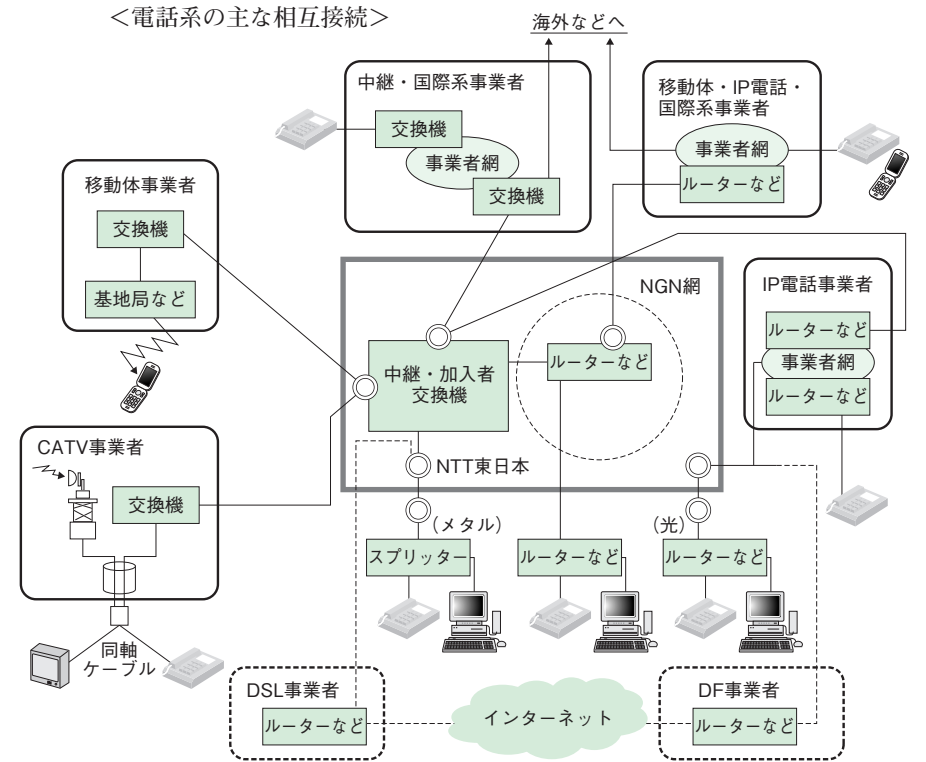
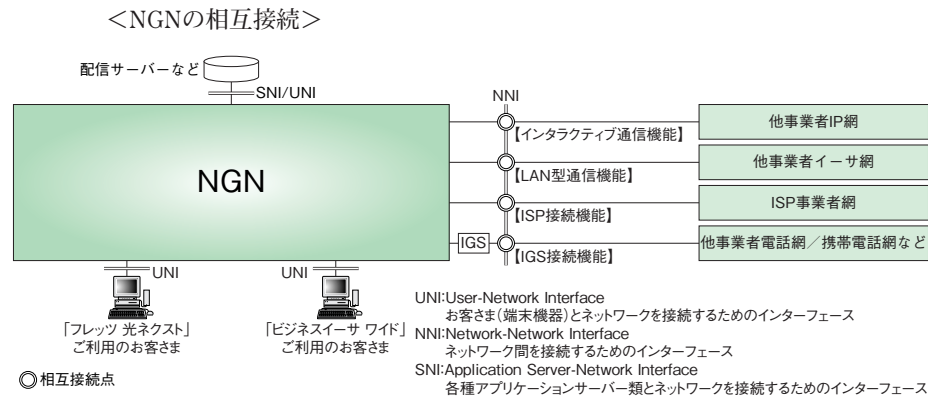
NTTは1995年2月、他の電気通信事業者がNTTのネットワークを自在に活用し、自由な発想によって多様なサービス展開を可能とするために、「ネットワークのオープン化」を発表したのを皮切りに現在にいたるまで、さまざまな取り組みを実施してきました。

近年では、他の電気通信事業者からのご要望に基づき、要望事業者の通信設備のNTT東日本通信建物内へのコロケーションや光ファイバーの芯線貸しなど、技術的に接続可能なポイントで相互接続を実施しています。

また、2008年3月より商用サービスを開始した次世代ネットワーク（NGN）についても、インターフェース条件の公表など、サービス開始前より積極的にオープン化を進めてきております。

### (1) 現在の相互接続形態

現在は多様な接続形態で、NTT東日本のネットワークをご利用いただいています。



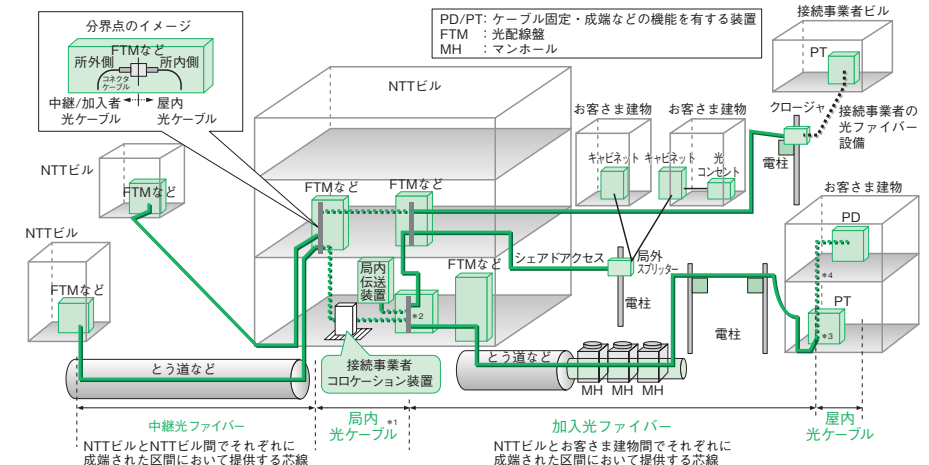
## (参考) NGNに関するオープン化の取り組み

2006年7月	NGNに係るインターフェース条件を自主的に公表< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/0607/060721b.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/0607/060721b.html</a> >
2006年12月 ~2007年12月	NGNフィールドトライアルを実施(29社の方々のご参加)< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/0611/061122a.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/0611/061122a.html</a> >
2007年10月	商用サービスの開始に向けて、トライアル開始時と同様にインターフェース条件や接続ポイントなどの接続条件を公表 →他事業者向けの説明会(2007年11月8日)や関連業界団体の個別説明を実施 < <a href="https://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutual/ngn/index.html">https://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutual/ngn/index.html</a> >
2008年3月	ISP事業者がNGNに接続しやすいよう、手続きの簡素化、接続構成の提案、接続用装置に係る費用の一部の軽減などを実施 < <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/0803/080328c.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/0803/080328c.html</a> >
2008年12月	NGNに係る関係省令などの改正を受けて接続条件などを接続約款に規定
2009年3月	NGNの接続料金を設定し接続約款に規定< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/0901/090123a.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/0901/090123a.html</a> >
2009年6月	NGNにおけるIPv6 ISP接続サービスの技術的条件などを公表< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutual/ngn/index.html">https://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutual/ngn/index.html</a> >
2009年8月	NGNにおけるIPv6 ISP接続サービスの手続きなどを公表< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutual/ngn/index.html">https://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutual/ngn/index.html</a> >
2009年12月	NGNにおけるIPv6 ISP接続サービスの手続きなどを公表< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutual/ngn/index.html">https://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutual/ngn/index.html</a> >
2010年3月	NGNにおける接続料金を改定し、接続約款に規定< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20100113_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20100113_01.html</a> >
2010年6月	NGNにおけるイーサネットフレーム伝送機能の接続料金を設定し、接続約款に規定 < <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20100323_02.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20100323_02.html</a> >
2011年4月	NGNにおける接続料金を改定し、接続約款に規定< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20110121_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20110121_01.html</a> >
2011年6月	NGNにおけるIPv6 ISP接続機能(トンネル方式)の技術的条件を接続約款へ規定
2011年7月	NGNにおけるIPv6 ISP接続機能(ネイティブ方式)の技術的条件を接続約款へ規定
2012年4月	NGNにおける接続料金を改定し、接続約款に規定< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20120117_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20120117_01.html</a> >
2012年12月	NGNにおけるIPv6接続事業者数の拡大について、接続約款に規定 < <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20120926_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20120926_01.html</a> >
2013年4月	NGNにおける接続料金を改定し、接続約款に規定< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20130122_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20130122_01.html</a> >
2014年4月	接続料金改定の補正申請について< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20140404_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20140404_01.html</a> >*
2015年4月	接続料金改定の補正申請について< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20150406_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20150406_01.html</a> >*
2016年6月	接続料金改定の認可申請について< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20160518_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20160518_01.html</a> >*
2017年2月	接続料金改定の認可申請について< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20170202_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20170202_01.html</a> >*
2018年6月	接続料金改定の補正申請について< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20180611_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20180611_01.html</a> >*
2019年7月	接続料金改定の再申請について< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20190624_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20190624_01.html</a> >*
2020年1月	接続料金改定の認可申請について< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20200114_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20200114_01.html</a> >*
2021年5月	接続料金改定の補正申請について< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20210531_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20210531_01.html</a> >*
2022年1月	接続料金改定の認可申請について< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20220107_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20220107_01.html</a> >*
2023年1月	接続料金改定の認可申請について< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20230116_01.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20230116_01.html</a> >*
2023年5月	接続料金改定の認可申請について< <a href="https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20230522_03.html">https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20230522_03.html</a> >*

\*認可日につきましては、右記のURLでご確認ください。<<https://www.ntt-east.co.jp/info-st/constip/cons4/>>

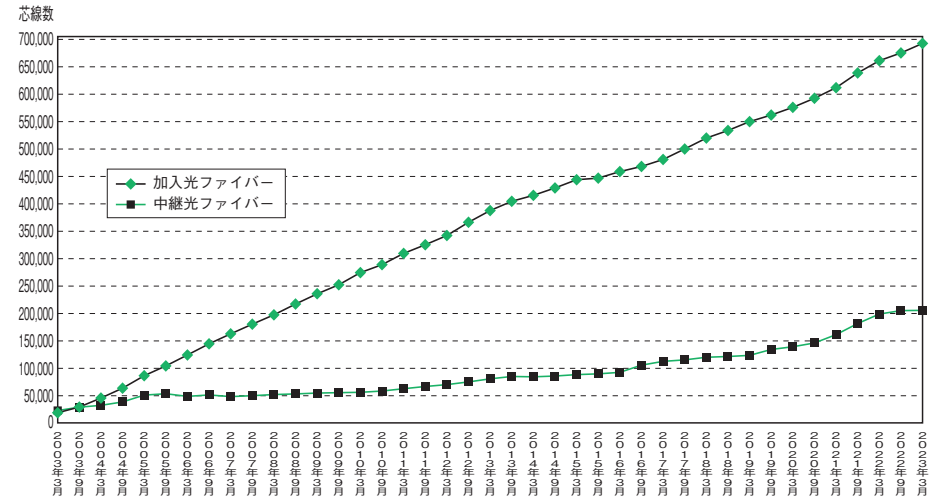
## (参考) 光ファイバーの提供

他の電気通信事業者の要望に応じNTTビル間の「中継光ファイバー」とNTTビルとお客さま建物間の「加入光ファイバー」を2000年12月26日より提供しています。



- \*1 NTTビル以外の建物においては、建物のオーナーさまの指示により、建物のオーナーさまが敷設したケーブルを利用することがあります。その場合の提供条件は建物のオーナーさまによります。
- \*2 新たな配線盤設置ビルの場合。
- \*3 屋内光ケーブル区間の提供につきましては、NTT東日本担当者のお客さま建物への入館に際して、原則として接続事業者または当該建物に入居されているエンドユーザーさまなどを通じて建物の管理者の許可を取得していただく必要があります。この場合、接続事業者がエンドユーザーさまなどへの対応をお願いしますこととなります。
- \*4 既に設置されたNTT東日本の屋内光ケーブルがあり、かつ提供可能な空きが存在する場合に提供します。

### <光ファイバーの提供状況(中継光・加入光\*別芯線数)>

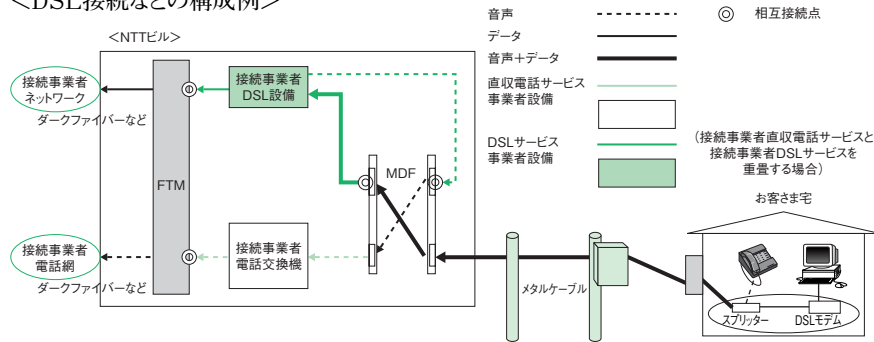


\*シェアドアクセスを除く。

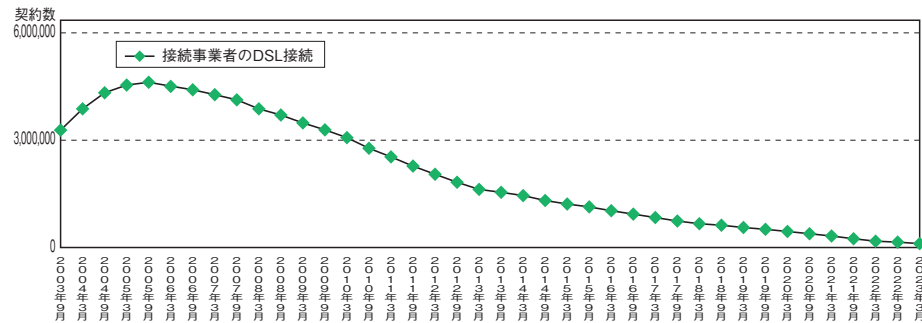
## (参考) DSL接続等の提供

NTT東日本では、他の電気通信事業者の要望に応じ、NTTビルとお客さま宅までのメタル回線を提供し、要望事業者のDSLサービス、直収電話サービスなどにご利用いただいています。

### <DSL接続などの構成例>



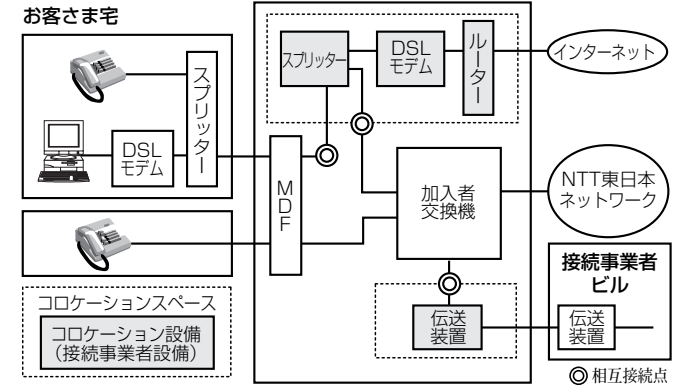
### <DSL接続の提供状況>



## (参考) コロケーション

他の電気通信事業者がNTT東日本の第一種指定電気通信設備との接続に必要な装置を通信用建物に設置することを希望し、技術的、経済的などによる代替性の観点から、これが必要であると判断される場合は、「接続に必要な装置」として設置スペースを義務的に確保し、装置の設置（コロケーション）を実施しています。

### <コロケーションの例> NTTビル



## (参考) 番号ポータビリティ

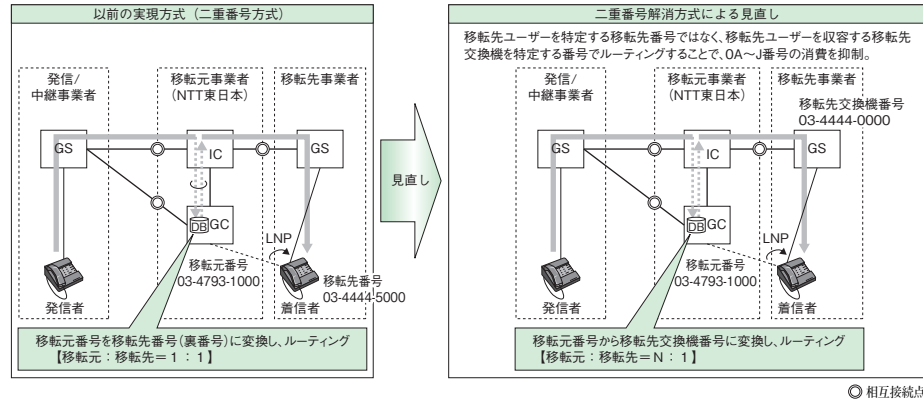
番号ポータビリティとは、利用者がこれまで自らの番号として用いていた電話番号などを変更せずに、利用契約する電気通信事業者を変更できるようにするものです。

### ●一般番号ポータビリティ

一般加入電話・ISDNの電話番号を対象とした「一般番号ポータビリティ」、着信課金サービス用番号（0120または0800で始まる番号）を対象とした「着信課金ポータビリティ」があり、2001年3月より開始しています。

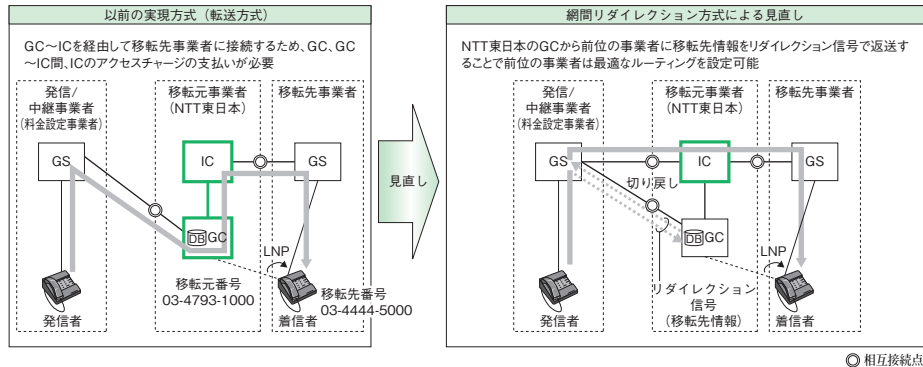
### <一般番号ポータビリティにおける二重番号解消方式による見直し>

二重番号方式による電話番号枯渇への解決策として、2007年2月に新方式を導入



### <一般番号ポータビリティにおける網間リダイレクション方式による見直し>

接続事業者からの要望への対応として、2007年2月に新方式を導入

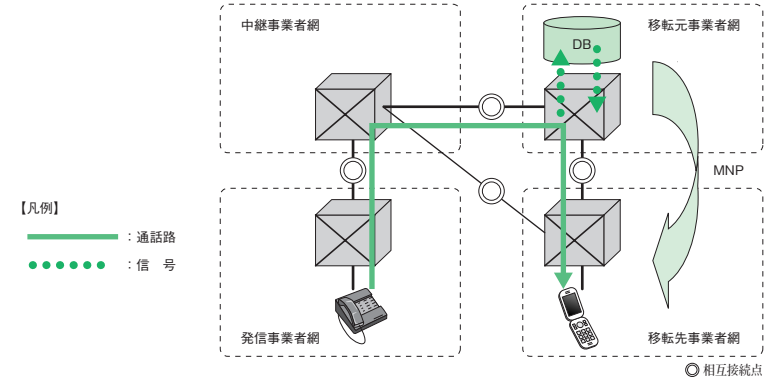


### ●携帯電話、PHSの番号ポータビリティ

以下の接続方式により、2006年11月より携帯電話の番号ポータビリティを実現しています。また、2014年10月1日から、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティが始まりました。

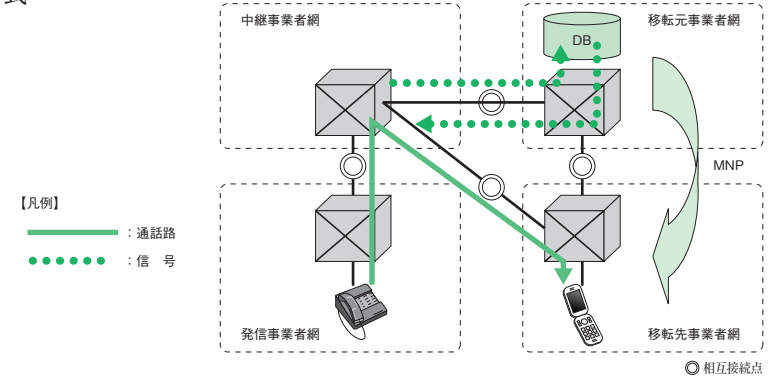
### <転送方式(2006年11月~)>

移転元事業者網を経由したまま移転先事業者に転送する方式



### <リダイレクション方式(2007年2月~)>

発信/中継事業者が、移転元事業者から移転先番号情報を受取り、移転先事業者へ再接続する方式





## (2) NTT東日本の情報公開のご案内

相互接続に関する情報、その他の情報については、以下により公開しております。

### ●情報webステーション（ホームページ）

<URL><https://www.ntt-east.co.jp/info-st/>



### ●情報ステーション

〒163-8019 東京都新宿区西新宿3-19-2

NTT東日本 本社ビル1F

9：30～16：30

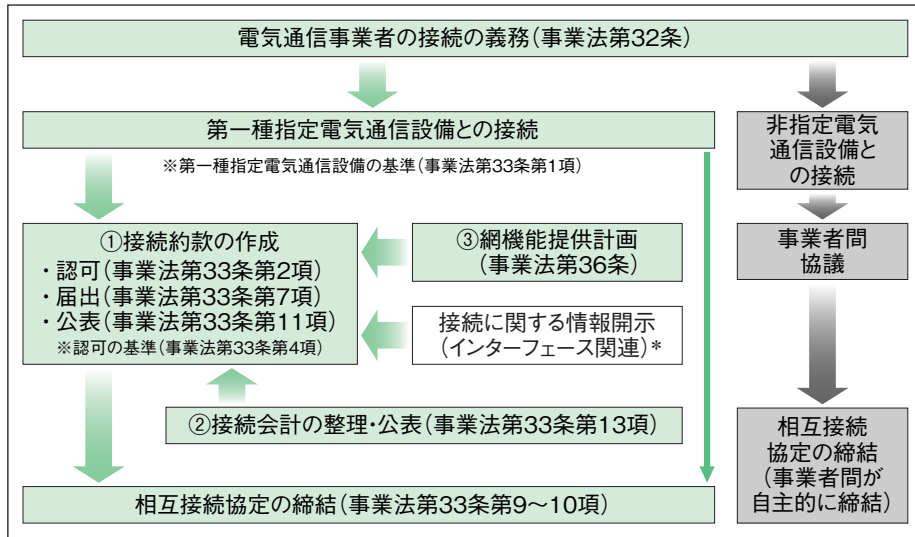
(土・日・祝日・年末年始は除く)

### ●主な公開情報

- ・相互接続に関する情報
- ・ネットワークに関する情報
- ・経営情報
- ・広報関連情報

# 相互接続のルール

現在、相互接続は法制化された「接続ルール」に基づき、運用されています。



\*事業法第33条第15項に基づく自主的な情報開示

## 相互接続に対する基本的な考え方

NTT東日本では、競争の進展が市場の活性化やサービスの多様化・高度化につながるものと考えており、他の電気通信事業者からの不可欠設備への接続要望にあたっては、「すべての接続要望におこたえする」ことを原則として取り組んでいます。

また他の電気通信事業者のご利用しやすい、他の電気通信事業者から信頼されるネットワークの構築に積極的に取り組んでいます。

### ●原則すべての接続要望におこたえます

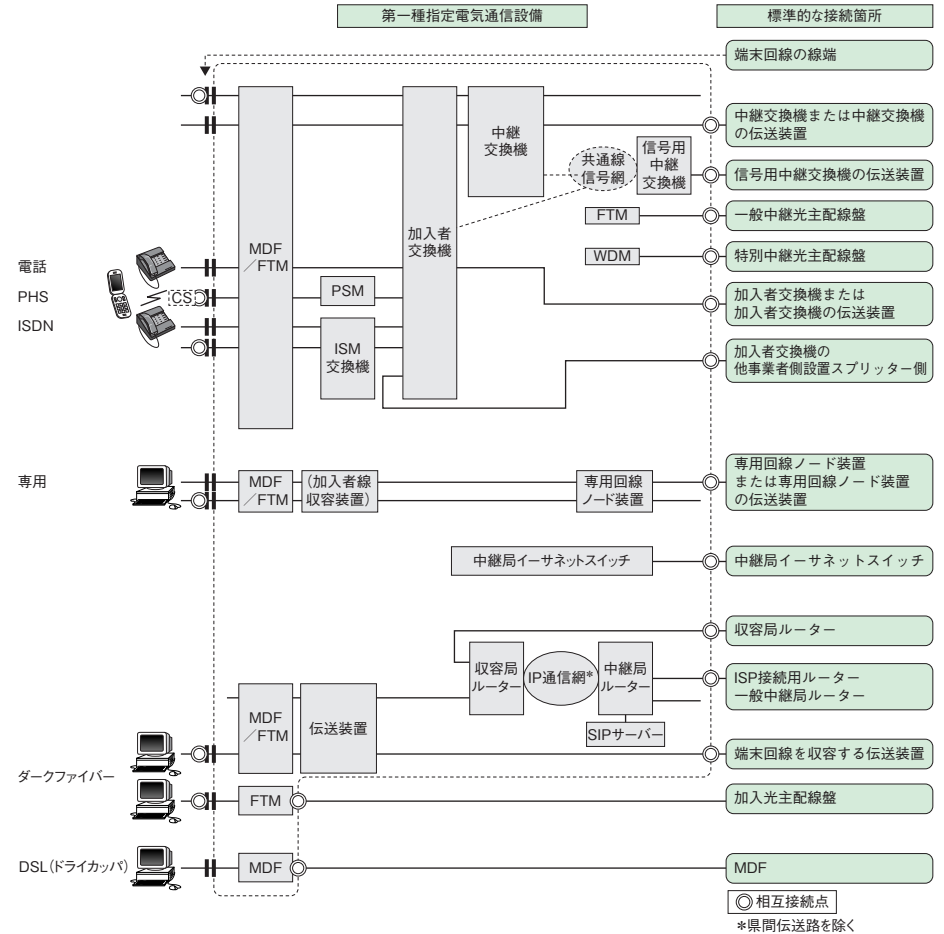
- 接続約款に規定した条件に基づき費用をお支払いいただきます
- NTT東日本が接続をお断りするのは接続約款に規定した以下の4つの場合です
  - ・ NTT東日本の電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある場合
  - ・ 接続がNTT東日本の利益を不当に害するおそれがある場合
  - ・ 接続に関し負担が必要な金額の支払いを怠る場合または怠るおそれがある場合
  - ・ 接続のための設備の設置または改修が技術的にまたは経済的に著しく困難な場合

### ●相互接続の条件は、公平・公正、内外無差別とし同一条件を確保します

## (参考) 第一種指定電気通信設備の範囲

NTT東日本の設置する電気通信設備の一部は、総務大臣より「他の事業者との接続が利用者の利便の向上および電気通信の発達に欠くことのできない設備」として指定されています。主な第一種指定電気通信設備の範囲は下図のようになります。[総務省告示第243号（2001年4月6日）により規定]

<第一種指定電気通信設備と標準的な接続箇所>



## ① 接続約款

「接続の基本的ルール」に基づき作成した「接続約款」はNTT1社体制時の接続約款(1998年3月に郵政大臣の認可)の内容を継承し、1999年7月に郵政大臣の認可を受けました。

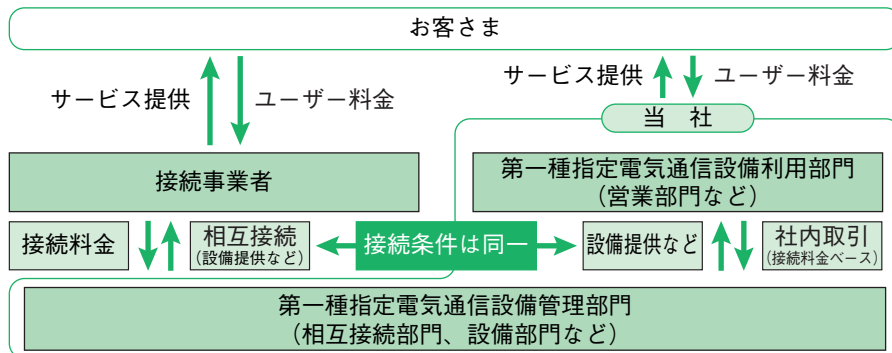
これにより、他の電気通信事業者との接続は、個別協議に基づく協定の締結および当該協定の認可の手続きから、接続約款に基づく協定の締結および届出の手続きに移行し、接続の迅速化および協定変更手続の簡略化が図られています。

### <接続約款の主な内容>

- |  |   |
|--|---|
| ○接続する設備の範囲<br>・標準的な接続箇所 等  | ○接続等の一時中断、停止、中止及び廃止                         |
| ○相互接続点設置の手続き   | ○料金等<br>・支払いおよび計算<br>・預託金 等                 |
| ○接続協定締結手続き<br>・事前調査<br>・接続申し込み<br>・接続用ソフトウェア開発手続き<br>・光回線設備との接続手続き 等 | ○技術的条件                                      |
| ○標準的接続期間   | ○損害賠償                                       |
| ○協定の締結・解除 等  | ○利用者への責任に関する事項                              |
| ○責務<br>・守秘義務<br>・保守 等  | ○相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い<br>・コロケーションの手続き |
| ○接続形態  | ○あっせんまたは仲裁による解決 等                           |
| ○重要通信の取扱方法   | ○その他<br>・料金表<br>・技術的条件集                     |

## ② 接続会計

接続会計は、NTT東日本の第一種指定電気通信設備の管理運営およびその接続、提供を行う部門(第一種指定電気通信設備管理部門)と、第一種指定電気通信設備を接続料金(アクセスチャージ)ベースで利用してユーザーサービスを提供する部門(第一種指定電気通信設備利用部門)とに区分してそれぞれの収支状況などを明確化するとともに、アンバンドルされた接続料の算定に必要な基礎データを提供するため、第一種指定電気通信設備をそのまま階梯または用途に応じて細分化した設備区分単位のコスト把握を行うこととした会計制度です。

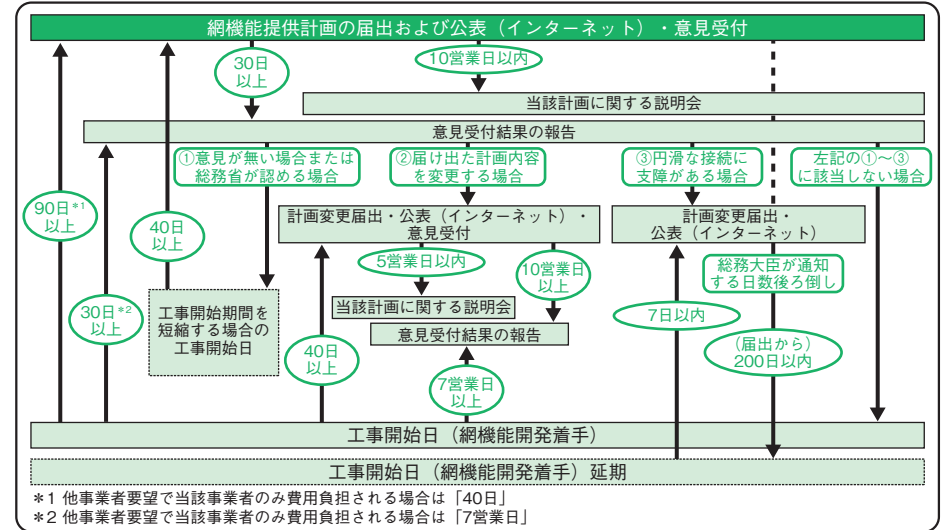


## ③ 網機能提供計画の届出・公表

### ● 網機能提供計画の届出・公表について

第一種指定電気通信設備の機能の変更・追加の計画については、原則「網機能提供計画」として総務大臣へ届け出、公表することが義務付けられています。

<網機能提供計画：第一種指定電気通信設備の機能の変更または追加の計画>



### ● 接続に関する情報開示 (インターフェース関連) について

第一種指定電気通信設備との円滑な接続に必要な詳細インターフェース条件を提供開始のおおむね半年～1年前に自主的に開示しています。

